

令和8年第2回浅川町議会定例会

議事日程（第1号）

令和8年3月3日（火曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 令和8年度町長施政方針
日程第 4 町長提案理由の説明
 (承認第1号、議案第4号～第27号)
日程第 5 請願の処理
 (請願第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	須藤孝夫君	2番	富永勉君
3番	菅野朝興君	4番	兼子長一君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	須藤浩二君	8番	上野信直君
9番	会田哲男君	10番	水野秀一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	加藤守君
教育長	真田秀男君	総務課長	生田目源寿君
企画商工課長	我妻悌君	農政課長	関根恵美子君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	坂本克幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	高野喜寛君
教育課長	我妻美幸君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田 子 広 子

会計年度任用 芳 賀 純 弓

開会 午前 9時00分

◎議長開会挨拶

○議長（水野秀一君） 改めまして、おはようございます。

令和8年第2回浅川町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともに何かとご多忙の折、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に町長から提出された議案は、専決処分の報告及びその承認が1件、条例の制定及び一部改正が9件、令和7年度一般会計補正予算が1件、令和8年度各会計当初予算が7件、その他が7件の合計25議案となっております。このほか、議員発議等が3件、請願が1件提出されております。また、一般質問は9人で22項目となっております、会期を本日より11日までの9日間とする予定であります。

議員各位におかれましては、議案内容をよくご理解いただき、町民の負託に応えられますよう十分にご審議をお願い申し上げ、開会の挨拶に代えさせていただきます。

◎町長招集挨拶及び行政報告

○議会事務局長（田子広子君） 町長招集に当たっての挨拶及び行政報告。

〔町長 江田文男君登壇〕

○町長（江田文男君） 皆さん、改めておはようございます。

令和8年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には全員ご出席をいただき、誠にご苦労さまです。

議案等は、ただいま議長から説明があったとおりで、専決処分の報告等、条例制定、条例の一部改正、補正予算、当初予算、指定管理者の指定、第6次振興計画基本構想の策定、そして各辺地に係る公共的施設の総合整備計画について提案しております。慎重審議くださいますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

引き続き、行政報告を5点申し上げます。

初めに、令和8年度の職員採用についてであります。

令和8年度は、大学卒程度の一般行政職3名、保育士1名、保健師1名、計5名の職員を採用することに決定いたしました。

一般行政職の1人目は、住所、浅川町、氏名、小室夢叶。2人目は、住所、矢吹町、氏名、鈴木和之。保育士は、住所、浅川町、氏名、佐久間優衣。保健師は、住所、浅川町、氏名、江田万穂。

以上であります。

1人飛ばしておりますので、申し訳ございません。行政職のもう一人は、住所、白河市、氏名、和知凌大でございます。

次に、名誉町民である小川智士氏の胸像除幕式の挙行についてであります。

来る4月9日木曜日に、中央公民館敷地内において、小川智士氏をお招きし、胸像の除幕式を挙行いたしますので、議員の皆様におかれましても、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

次に、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域の指定解除モニタリング結果についてであります。

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質によって汚染が確認された地域は、平成23年12月、汚染状況重点調査地域に指定されました。浅川町も汚染状況重点調査地域に指定され、浅川町除染実施計画書を策定し、町内で空間線量率が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の箇所の除染等を進めてまいりました。

現在まで定期的に放射線量のモニタリングをしてきたところではありますが、今年1月に浅川町の90地点を含む石川郡各町村345地点の解除モニタリングを行った結果、別紙住民課資料1のとおり、指定解除の条件である0.23マイクロシーベルト未満が継続することが認められました。そのため、汚染状況重点調査地域の指定解除することで、復興が進んだことや風評被害の払拭を県内、県外へアピールすることができ、そのことが浅川町にとって有意義であると判断しましたので、汚染状況重点調査地域の指定解除の進めを進めることといたしました。順調に手続が進めば、6月末に環境大臣より汚染状況重点調査地域の指定解除となる見込みであります。

なお、汚染状況重点調査地域の指定解除をすることによって、浅川町及び町民の皆様にはマイナスとなる影響はございません。

次に、浅川町空き家等対策計画の策定についてであります。

令和7年9月29日に浅川町空き家等対策審議会へ諮問し、計画策定に向けて調査審議を重ね、ご意見をいただいております。その結果、本年2月17日に答申をいただきましたことから、本日お手元に配付のとおり、計画を策定いたしました。

次に、浅川中学校旧校舎解体工事の進捗についてであります。

工事のスケジュールといたしましては、12月末に校舎西側にありました技術室の解体工事が完了いたしました。また、内部解体工事につきましては、2月末で完了となり、計画どおり順調に進んでおります。引き続き、生徒や保護者の方、近隣住民の方や通行される方々に十分な配慮を行いながら、作業を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、令和8年第2回浅川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（水野秀一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

9番 会 田 哲 男 君

1番 須 藤 孝 夫 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（水野秀一君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

会期及び日程について、事務局に朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） 本定例会のため、去る2月20日に議会運営委員会が開催されております。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、岡部宗寿君。

〔議会運営委員長 岡部宗寿君登壇〕

○議会運営委員長（岡部宗寿君） 議会運営委員長報告。

令和8年第2回浅川町議会定例会に当たり、去る2月20日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本定例会に町長から提出された議案は25件、このほか、議員発議等が3件、請願が1件提出されております。これらを審議するため、本日3月3日から3月11日までの9日間の会期とすることになった次第でございます。

日程について、本日は提案理由の説明、請願の処理、4日は一般質問、6日、10日、11日に議案の審議を行う予定であります。

次に、一般質問に当たっては、質問者が9人で22項目となっております。委員会で協議した結果、同趣旨扱いと認められる質問はございませんでした。

議員の皆さんにおかれましては、議論がかみ合う能率的な議会運営のため、令和8年度当初予算に対する発

言通告の提出について特段のご協力をお願い申し上げますとともに、これまでと同じく、質疑等は前置き短くかつ簡潔明瞭に、建設的立場で議論されますよう重ねてお願い申し上げます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 本定例会の会期は、本日から11日までの9日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から11日までの9日間に決定しました。

なお、審議の状況によっては日程の追加、繰下げをしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、審議の状況によっては日程の追加、繰下げをすることに決定しました。

◎令和8年度町長施政方針

○議長（水野秀一君） 日程第3、令和8年度町長施政方針に入ります。

町長、江田文男君。

〔町長 江田文男君登壇〕

○町長（江田文男君） 令和8年度浅川町一般会計をはじめとし、企業会計を含めた6つの特別会計の当初予算及び議案の審議をお願いする際に、町政運営に当たっての所信の一端を申し上げ、議員の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

まず、本町を取り巻く財政環境は、町税や普通交付税の一般財源をベースに、老朽化した複数の公共施設の更新など諸課題への対応や、引き続き新たな財政需要が増加傾向にあるため、これまで以上に効率的な財政運営が求められることとなります。

これらを踏まえ、令和8年度当初予算においては、経常経費の徹底した見直しにより経費を削減し、また、国・県補助、特別交付税措置等を最大限に組み入れた事業を検討することを基本に財源確保に努めるとともに、聖域なく徹底した精査と選択を加え、さらには決断し、優先すべき事業に対して適正に予算を配分することにより、今回策定し議決を求めている浅川町第6次振興計画に掲げる政策目標・基本施策及び重点プロジェクトに基づく各種事業を確実に執行することを基本方針として編成を行ったところであります。

今後も、私が先頭に立ち、所管課長のリーダーシップの下、全職員が一丸となって、浅川町第6次振興計画において町づくりの基本姿勢とした、1、「町民の幸せ」を優先する、2、「浅川スタイル」を創造・発信する、3、「みんな」で進めるという3つの指針に基づきながら、この浅川ならではの魅力の発信に努めるとともに、町のさらなる活力とにぎわいづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

議案第14号から議案第20号までの一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算の概要については、2月13日

に説明いたしました予算大綱のとおりでございます。

私は、これからも歩みを止めることなく、いつでも全ては町民のためにとの思いに立ち返り、町民の皆様の負託に応えられるよう各種施策を推進し、子育て世帯や高齢者、障がい者など、全ての町民がみんなで作る安心と希望の浅川町の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、町政施策の方針と当初予算の提案理由といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（水野秀一君） 議案については、事前に配付されておりますので、会議規則第38条に基づき朗読を省略いたします。

◎承認第1号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 日程第4、町長提案理由の説明を行います。

承認第1号 専決処分報告及びその承認について（令和7年度浅川町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、2月8日に投開票が行われました第51回衆議院議員総選挙に伴う執行経費について、1月23日付で専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から補足説明申し上げます。

A4横長の一般会計の補正予算書、右下に1月23日専決と記載されております、こちらの予算書にてご説明を申し上げます。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第4号 浅川町防犯カメラの設置及び運用に関する条例を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、町内の公共の場所における防犯カメラの適正な設置及び運用に関して、必要な事項を定めることにより、町民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するとともに、町民などの権利利益を保護するものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、自治体情報システムの標準化・共通化に伴い、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務が特定個人情報の独自利用事務に該当することになったことから、特定個人情報の独自利用事務として特定個人情報を取り扱えるよう改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議案書8ページ、新旧対照表1ページをお開きください。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和8年4月1日から浅川小学校及び浅川中学校にそれぞれ学校運営協議会を設置するため、学校運営協議会の委員の報酬額として、月額5,800円を新たに追加するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、私のほうから詳細説明をさせていただきます。

お手元の資料、議案書の11ページと12ページとなりますが、改正する内容につきましては、新旧対照表の4ページから10ページとなります。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第7号 浅川町旅費条例の全部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、昨年4月1日に施行されたいわゆる旅費法改正により、国家公務員の旅費支給基準が大きく変わりました。これに伴い、地方公務員も準ずることとなり、本年4月1日施行に向け、条例の全部改正をするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明申し上げます。

お手元の議案書の14ページをお開きいただきたいと思います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第8号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和8年度より浅川町国民健康保険税において子ども・子育て支援納付金分を徴収することとなるため、浅川町国民健康保険税条例に条項の追加と関係部分の改正をするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、子ども・子育て支援納付金の徴収に係る条項の追加とそれらに関する部分を改正するものが主になっております。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第9号 浅川町立あさかわこども園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和8年4月1日から全国的に実施される乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が開始されることに伴い、あさかわこども園においても、入園できる資格要件を拡大するものであり、文言の追加をするものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課よりさせます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、私のほうから詳細説明をさせていただきます。

お手元の資料、議案書の38ページと39ページとなりますが、改正する内容につきましては、新旧対照表の38ページとなります。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第10号 浅川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、土地の賃料の変動等の理由により、国及び福島県の道路占用料が改定されることから、本町の道路占用料につきましても、国・県の浅川町における所在地区分の額と同額に改定するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課よりさせます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足説明を申し上げます。

議案書の41ページが改正条例の改め文となっておりますが、こちらの第6条に規定します道路占用料別表を改正するものとなります。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第11号 浅川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、道路構造令の一部を改正により、自転車通行帯の追加等がなされたことに伴い、同令を参考に定めた浅川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課よりさせます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足説明を申し上げます。

議案書の49ページが改正条例の改め文となっておりますが、新旧対照表にて説明をいたします。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） ここで一旦休議いたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前11時20分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

補足説明、建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、改めまして補足説明を申し上げます。

新旧対照表の48ページをお願いいたします。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第12号 浅川町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、本団付機能別団員の配置により、消防団員の定員及び配置の一部改正をするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課よりさせます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明申し上げます。

新旧対照表の一番最後のページ、56ページをご覧くださいと思います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第13号 令和7年度浅川町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和7年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ1,328万1,000円を追加し、総額を43億8,344万7,000円とするとともに、繰越明許費を追加及び地方債を追加変更するものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課よりさせます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、3月補正の補足説明を申し上げます。

A4横長の一般会計補正予算書、右下に3月補正と記載されておるものがございます。こちらにてご説明をいたします。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第14号～議案第20号の一括上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第14号 令和8年度浅川町一般会計予算、議案第15号 令和8年度浅川町国民健康保険特別会計予算、議案第16号 令和8年度浅川町宅地造成事業特別会計予算、議案第17号 令和8年度浅川町介護保険特別会計予算、議案第18号 令和8年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 令和8年度浅川町上水道事業会計予算、議案第20号 令和8年度浅川町下水道事業会計予算、以上の7議案を会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。ご異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 議案第14号から議案第20号までの提案理由につきましては、先ほど施政方針の中で申し上げたとおりであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を各担当課より説明させます。

○議長（水野秀一君） ここで1時まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第14号 令和8年度浅川町一般会計予算について、担当課長の補足説明を求めます。

総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、当初予算の補足説明を申し上げます。

A4横長タイトルの浅川町一般会計予算書並びに予算説明書、右下にナンバー1と書かれております、こち

らにてご説明申し上げます。

なお、一般会計の歳入につきましては私より、歳出につきましては各担当課長よりの説明となります。

また、特別会計、企業会計につきましても、各担当課長よりご説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

7ページをお開きいただきたいと思います。

[以下、一般会計歳入について、7ページより詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 次に、歳出について。

議会事務局長、田子広子君。

[田子議会事務局長、議会費について説明する]

○議長（水野秀一君） 次に、総務課長、生田目源寿君。

[生田目総務課長、一般管理費、文書広報費について説明する]

○議長（水野秀一君） 会計管理者、坂本克幸君。

[坂本会計管理者、会計管理費について説明する]

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

[生田目総務課長、財産管理費について説明する]

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

[我妻企画商工課長、電子計算費について説明する]

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

[生田目総務課長、自治振興費について説明する]

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

[我妻企画商工課長、企画費、広報費について説明する]

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

[生田目総務課長、交通安全対策費、防犯対策費、消費者行政活性化事業費について説明する]

○議長（水野秀一君） 次に、税務課長、坂本克幸君。

[坂本税務課長、税務総務費、賦課徴収費について説明する]

○議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。

[高野住民課長、戸籍住民基本台帳費について説明する]

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

[生田目総務課長、選挙管理委員会費、町長選挙費、福島県知事選挙費について説明する]

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

[我妻企画商工課長、統計調査総務費、指定統計調査費について説明する]

○議長（水野秀一君） 次に、議会事務局長、田子広子君。

[田子議会事務局長、監査委員費について説明する]

- 議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。
〔佐川保健福祉課長、社会福祉総務費、障がい者福祉費、老人福祉費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。
〔高野住民課長、国民年金取扱費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。
〔佐川保健福祉課長、地域福祉センター費、コミュニティセンター費、国民健康保険繰出金、介護保険繰出金、後期高齢者医療繰出金、児童福祉総務費、母子福祉費、放課後児童健全育成事業費、地域子育て支援拠点事業費、こども家庭センター事業費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。
〔生田目建設水道課長、災害救助費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。
〔佐川保健福祉課長、保健衛生総務費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。
〔高野住民課長、環境衛生費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。
〔佐川保健福祉課長、老人保健費、予防費、健康づくり推進費、母子衛生費、保健センター費、健康増進事業費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。
〔高野住民課長、清掃費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。
〔我妻企画商工課長、労働総務費、共同福祉施設費、勤労者体育センター費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） ここで2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時45分

- 議長（水野秀一君） 再開いたします。
農政課長、関根恵美子君。
〔関根農政課長、農業委員会費、農業総務費、農業振興費、水田農業振興費、畜産費、農地費、中山間地域等直接支払事業費、多面的機能支払事業費、林業振興費、森林病害虫対策費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

[我妻企画商工課長、商工振興費、観光費について説明する]

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

[生田目建設水道課長、土木総務費、道路維持費、道路新設改良費、河川総務費、都市計画総務費、住宅管理費、みのわ団地管理費、滝ノ台団地管理費について説明する]

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

[生田目総務課長、常備消防費、非常備消防費、防災費について説明する]

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

[我妻教育課長、教育委員会費、事務局費、国際交流費、浅川小学校費、浅川中学校費、浅川町学校給食センター費、あさかわこども園費、社会教育総務費、公民館費、歴史民俗資料館費、図書館費、保健体育費、町民運動場費、町営プール費、武道館費について説明する]

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

[関根農政課長、農用地等災害復旧費について説明する]

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

[生田目総務課長、公債費、普通財産取得費、予備費、給与費明細書、債務負担行為・地方債に関する調書について説明する]

○議長（水野秀一君） 次に、特別会計に入ります。

議案第15号 令和8年度浅川町国民健康保険特別会計予算について。

保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから特別会計始めたいと思います。

別冊の特別会計、企業会計予算説明書ナンバーツアの131ページをお願いします。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 議案第16号 令和8年度浅川町宅地造成事業特別会計予算について。

企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、補足説明させていただきます。

147ページをご覧ください。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 次に、議案第17号 令和8年度浅川町介護保険特別会計予算について。

保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、予算書155ページをお願いいたします。

議案第17号 令和8年度浅川町介護保険特別会計でございます。

[以下、詳細に説明する]

◎会議時間の延長

○議長（水野秀一君） ここで、本日の時間は都合によりあらかじめ延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長します。

休憩は必要ですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） では、ここで40分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時40分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

○議長（水野秀一君） 議案第18号 令和8年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算について。

保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは引き続き、179ページをお願いいたします。179ページです。

議案第18号 令和8年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算です。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 次に、議案第19号 令和8年度浅川町上水道事業会計予算について。

建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、令和8年度上水道事業会計についてご説明を申し上げます。

189ページからとなります。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 議案第20号 令和8年度浅川町下水道事業会計予算について。

建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、令和8年度下水道事業会計についてご説明を申し上げます。

213ページからになります。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第21号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定につきましては、浅川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の公募の規定によらない選定に基づき、吉田富三記念館の管理について指定管理者を指定するものであります。

指定管理者となる団体の名称は、現在の指定管理者である一般財団法人浅川町吉田富三顕彰会で、指定管理の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。管理委託料は1,100万円を予定しております。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第22号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定につきましては、浅川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の公募の規定によらない選定に基づき、浅川町地域福祉センターの管理について指定管理者を指定するものであります。

指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人浅川町社会福祉協議会で、指定管理の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。管理委託料は700万円を予定しております。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第23号 浅川町第6次振興計画基本構想の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、平成28年度を初年度とし、令和7年度を最終年次とした浅川町第5次振興計画の計画期間が満了となることから、町づくりの指針となる浅川町第6次振興計画基本構想を策定するものであります。

2月13日に開催いたしました浅川町振興計画審議会より答申を受けたところであります。

基本構想の計画期間につきましては、令和8年度から令和17年度の10年間となっております。目指す将来像を「みんなでつくる、安心と希望の浅川町」とし、町づくりの基本姿勢として、1つ目が「町民の幸せ」を優先する、2つ目が「浅川スタイル」を創造・発信する、3つ目が「みんな」で進めると定めたところであります。

よろしくご審議いただきたいと思っております。

補足説明を担当課長よりさせます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきます。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第24号～議案第27号の一括上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第24号 大草辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第25号 福貴作辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第26号 山白石辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第27号 小貫辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、以上の4議案を会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和3年度を初年度とし、令和7年度を最終年次とした現計画の期間が満了となることから、新たに令和8年度を初年度とし、令和12年度を最終年度とする5カ年の計画を策定するものであります。

計画の策定に当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条に基づき、大草地区、福貴作地区、山白石地区、小貫地区に係る総合整備計画を定めるため、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

補足説明を担当課長よりさせます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明、最後申し上げます。

町内におきまして、今ほど町長からもありましたけれども、辺地に指定されている地区につきましては、大草、福貴作、山白石、そして小貫の4地区となっております。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎請願第1号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 日程第5、請願の処理を行います。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

お諮りします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について、紹介議員の説明を求めます。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 毎年、今の時期になりますと、請願の提出案件でございます。お手元の届いている書類のとおりなんです、福島県連合会石川地区連合、議長、芳賀正樹様からの請願でございます。

朗読をして請願の趣旨と説明にさせていただきます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

請願の趣旨でございます。

2025年春闘では過去最高水準の賃上げが実現したものの、物価高によって実質賃金は低下し、個人消費の持ち直しには至っていません。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持ってこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができるものと思います。

引き続き、賃上げの流れを定着させるとともに物価を安定させ、実質賃金の改善に向けた取り組みを推進しなければなりません。そのためにも、社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、「人への投資」をより一層積極的に行うとともに、国内投資の促進とサプライチェーン全体を視野に入れた産業基盤の強化により、日本全体の生産性を引き上げ、交易条件・国際収支を改善し、持続的な生活向上の実現をめざします。

さらには、人手不足を補うため賃金引き上げを中心とした総合労働条件の改善や地域経済の好循環を果たす

ことが政労使の役割であり、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効に取り組むことは、重要な政策と考えます。

つきましては、「賃金の経済政策」となる最低賃金引き上げの重要性を強く認識し、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂きますようお願い致します。

次のページでございます。

請願事項でございます。

1、政府が2020年代に全国平均を1,500円に引き上げる目標を掲げていることを踏まえ、目標到達に向け福島県最低賃金の継続的かつ着実な引き上げを行なうこと。

2、中小・零細企業においても、最低賃金の引き上げが着実に行われるよう「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、関係省庁・福島県・県内経済団体と連携し、価格転嫁を可能とする環境整備並びに支援策の周知徹底をはかること。

3、最低賃金と人口移動との相関関係も示されており、引き上げによる労働力確保や人口流出抑制等の多様な政策誘導として取り組むこと。

4、福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、10月1日までの早期発効に最大限配慮すること。

5、最低賃金の改定額を踏まえ、公契約における賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO第94号条約に準拠）を基準条項に盛り込ませた公契約条例制定の検討を行うこと。

以上。

石川地区連合、鈴木真聡。

いつもこの時期に提出している請願でございます。皆様どうぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（水野秀一君） 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 5時38分